

第 7 回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	令和 6 年 7 月 3 0 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分 午前 1 0 時 4 5 分
2 場 所	竹原市民館 2 階 第 2 ・ 第 3 会議室
3 出席農業委員	1 宮崎委員、3 井上委員、4 渡橋委員、5 赤坂委員 6 土居委員、7 石本委員
欠席農業委員	2 祐本委員
推進委員	田中推進委員、岡田推進委員
4 説明員	松岡事務局長、南谷係長、鳥本専門員、若本主事
5 審議案件	議案第 2 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 9 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 3 0 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 3 1 号 農地法第 5 条の規定による許可を受けた農地における事業計画変更承認申請及び履行延期承認申請について 議案第 3 2 号 非農地承認申請について 報告第 1 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 報告第 1 3 号 農地法第 4 条の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和6年第7回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、3番井上委員を指名いたします。 なお、本日の欠席は、2番祐本委員です。 会長が体調不良により欠席されたため、副会長の私が会長を代理して議事を進行します。 それでは、日程第1、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1～4ページをご覧ください。 1番の申請地は、東野町字南在屋341、342、343、344、字奥在屋560、561、字天田988、字中沖田1591、1592-1の計9筆、地目は田が5筆、畑が4筆、面積は計8,377㎡です。 申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は、水稻、馬鈴薯、とうもろこし、きゅうり、大根を作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は、東野地域交流センターから南西に約300m付近から北東へ約1,100m付近にあります。現地確認時耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第2、議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の5ページをご覧ください。 1番の申請地は、新庄町字木原1799番6、1799番7の計2筆、地目はいずれも田、面積は計33㎡です。 自己住宅への進入路の用途で利用することに伴い、転用するものです。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った田中推進委員から補足説明をお願いします。
田中 推進委員	申請地は荘野地域交流センターから北東へ約700m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 3 0 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。1 番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 6 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、竹原町字多井一ノ割 2782 番 1 の 1 筆、地目は田、面積は 956 m ² です。太陽光発電設備の用途で利用するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。
事務局	申請地は、竹原西小学校から南西へ約 850m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、2 番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 7 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、竹原町字吉良崎 2738 番 3 の 1 筆、地目は田、面積は 1,090 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。
事務局	申請地は、竹原西小学校から南西へ約 950m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第４、議案第３１号「農地法第５条の規定による許可を受けた農地における事業計画変更承認申請及び履行延期承認申請について」を議題といたします。１番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の４ページ、参考資料の８～１０ページをご覧ください。 １番の申請地は、吉名町字久保原 3278 番、字北河内 11023 番 ２ の計 ２ 筆、地目はいずれも畑、面積は計 1,366 ㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第２種農地と判断いたします。 本件は令和３年４月３０日付指令竹農委第５-3-19号で許可を受け、令和４年５月３０日付指令竹農委第５変-4-9号で令和５年１２月１日まで履行延期した土地について、部材の納品遅延により、工事計画の履行期限を令和６年９月３０日までに変更するものです。 なお、履行延期申請が遅れたことについて、始末書の提出を受けており、申請人は深く反省し、今後は法令を遵守する旨誓約されています。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、２番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 11～15 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、竹原町字上新開 3600 番 2（仮換地 32 街区 3－2 画地）の 1 筆、地目は田、面積は 220 m²（仮換地後の面積 163.01 m²）です。 建売分譲住宅用地の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 本件は、令和 3 年 8 月 30 日付指令竹農委第 5-3-31 号で許可を受け、令和 4 年 10 月 31 日付指令竹農委第 5 変-4-15 号で注文住宅分譲地の区割を 6 区画から 7 区画に変更し、令和 5 年 2 月 28 日付指令竹農委第 5 変-5-11 号で令和 5 年 3 月末日まで履行延期した土地について、土地の販売が停滞しており、事業完了させるため、注文住宅用地から建売分譲住宅用地への変更及び工事計画の履行期限を令和 6 年 4 月 5 日までに延期するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第 3 種農地です。 なお、事業計画の変更承認申請が遅れたことについて、始末書の提出を受けており、申請人は深く反省し、今後は法令を遵守する旨誓約されています。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に日程第 5、議案第 3 2 号「非農地承認申請について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ、参考資料の 16 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、港町二丁目 995 番 3 の 1 筆、地目は畑、面積は 145 m²です。 戦前より自己住宅が建てられており、昭和 38 年に再築して以降も庭敷地の一部として利用しており、現在空き家ではありますが、庭敷地の一部となっています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。
事務局	申請地は竹原市役所から南東へ約 1,150m 付近にあります。 現地確認時、庭敷地の一部となっていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 続きまして、日程第 6、報告第 1 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ、参考資料の 17～20 ページをご覧ください。 令和 6 年 6 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は 7 件、筆数は田 16 筆、畑 24 筆の計 40 筆、 面積は 16,495.86 m ² の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の 17～20 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	次に、日程第 7、報告第 1 3 号「農地法第 4 条の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 7 ページ、参考資料の 21 ページをご覧ください。 令和 6 年 7 月に農業委員会に届出のあった件数、施設の種類、施設の面積について報告いたします。 件数は 1 件、施設の種類は自己住宅から農地への進入路、 施設の面積は 25.8 m ² です。 本件は、耕作者が耕作を行っている農地に自らの農作物の育成のために農業用施設を整備する場合であって、農業施設の規模が 2 a (200 m ²) 未満であれば許可を要しないこととしていることに伴い、違反転用と区別するために届出案件となっているものです。 詳細につきましては、参考資料の 21 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	(一般報告や協議事項等)
議 長	以上をもちまして、令和 6 年第 7 回竹原市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 7 月 3 0 日

議 長 宮崎 信之

署名委員 井上 美津子

